

兵庫県公立大学法人特命教授就業規程

(目的)

第1条 この規程は、兵庫県公立大学法人教職員就業規程(平成25年法人規程第25号。以下「就業規程」という。)第23条第2項の規定に基づき、兵庫県公立大学法人(以下「法人」という。)に勤務する再雇用教職員(就業規程第23条第1項の規定により再雇用される教職員をいう。以下同じ。)のうち、就業規程第22条第1項第1号の規定に基づき定年退職した特命教授の労働条件、服務規律その他就業に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「特命教授」とは、兵庫県公立大学法人教職員就業規程(平成25年法人規程第25号。以下「就業規程」という。)第23条第1項の規定により再雇用される教員で、教育、研究、社会貢献、大学運営等の特命業務に従事する者をいう。

(関係法令)

第3条 特命教授の就業に関して、この規程に定めのない事項については、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)その他の関係法令及び法人の他の規程の定めるところによる。

(規程の遵守)

第4条 法人及び特命教授は、この規程を遵守し、その誠実な履行に努めなければならない。

(任用等)

第5条 特命教授の任用は、学長の申出に基づき、理事長が行う。

2 前項の学長の申出は、兵庫県公立大学法人組織規程(平成25年公立大学法人兵庫県立大学規程第1号。以下「組織規程」という。)第8条に規定する人事委員会(以下「人事委員会」という。)が行う選考結果に基づき行う。

(雇用期間)

第6条 特命教授の雇用期間は、定年退職後引き続く4月1日から翌年3月31日までの1年を超えない範囲内で定めるものとする。

(試用期間)

第7条 特命教授には、試用期間を設けないものとする。

(雇用期間の更新)

第8条 法人は、第6条に定める特命教授の雇用期間又はこの項の規定により更新された特命教授の雇用期間を、1年を超えない範囲内で更新することができる。

(雇用期間の末日)

第9条 第6条及び前条に定める雇用期間の末日は、特命教授が年齢68年に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。

(退職)

第10条 特命教授は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める日をもって退職とし、特命教授としての身分を失う。

- (1) 退職を申し出た場合 法人が承認した日
- (2) 死亡した場合 死亡の日
- (3) 雇用期間を満了した場合 雇用期間満了の日
- (4) 法人の専任役員に就任した場合 就任日の前日

(給与)

第11条 特命教授の給与は、給料及び諸手当とする。

- 2 前項の諸手当は、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。
- 3 特命教授の給料の支給単位は月額とし、給料の額は、教職員（就業規程第3条第1項及び第2項に規定する教職員をいう。）の給与との均衡を考慮して会計年度毎に法人が定める額とする。
- 4 特命教授の勤務1時間当たりの給与額は、次の算式で得られる額とし、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは1円に切り上げる。

$$\frac{(\text{給料の月額} + \text{給料の月額に対する地域手当の月額}) \times 12}{1 \text{ 週間当たりの勤務時間数} \times 52 \text{ 週}}$$

- 5 前4項に規定するもののほか、特命教授の給与に関する事項については、教職員給与規程の定めるところによる。

(退職手当)

第 12 条 特命教授には、退職手当は支給しない。

(勤務時間)

第 13 条 特命教授の勤務時間は、休憩時間を除き、1 月を超えない期間につき 1 週間当たり 15 時間 30 分から 23 時間 15 分までの範囲内で、法人が定める。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第 14 条 特命教授については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）を設けることができる。

2 特命教授については、法人は、1 週間ごとの期間について、1 日につき 7 時間 45 分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第 15 条 法人は、業務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある特命教授については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 法人は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、4 週間ごとの期間につき 8 日以上 of 週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性等により、4 週間ごとの期間につき 8 日以上 of 週休日を設けることが困難である特命教授について、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 1 日以上 of 割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。

(特命教授の超過勤務)

第 16 条 法人は、第 13 条に定める勤務時間以外の時間において特命教授に勤務することを命ずる場合には、特命教授の勤務時間が公立大学法人兵庫県立大学教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程（平成 25 年公立大学法人兵庫県立大学規程第 42 号。）第 3 条第 1 項に規定する勤務時間を勤務する教員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

(年次休暇)

第 17 条 特命教授の年次休暇の日数は、1 暦年において、次の各号に掲げる特命教授の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。ただし、その日数が労基法第 39 条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとする。

(1) 次号に掲げる特命教授以外の特命教授

- ア 1週間ごとの勤務日の日数が同一である特命教授(以下「同一勤務型特命教授」という。)にあっては、20日に当該同一勤務型特命教授の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数
- イ 同一勤務型特命教授以外の特命教授にあっては、155時間に第13条の規定に基づき定められた特命教授の勤務時間(1分未満の端数がある場合には、これを切り上げるものとする。)を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の勤務日の1日当たりの勤務時間(1分未満の端数は1分とする。)を1日として日に換算して得た日数(1日未満の端数は1日とする。)
- (2) 当該年の中途において新たに特命教授となるもの
- ア 同一勤務型特命教授にあっては、その者の当該年における在職期間に応じ、別表第1の左欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分ごとに定める日数
- イ 同一勤務型特命教授以外の特命教授にあっては、前号の規定により得られた日数にその者の当該年における在職期間の月数(その期間に1月未満の端数があるときは、これを1月として算定した月数)を乗じて得た日数を12で除して得た日数(1日未満の端数は1日とする。)
- 2 前項の規定にかかわらず、定年退職後に引き続き特命教授となった者の当該年末までに付与される年次休暇の日数は、当該定年退職時においてその者が有していた年次休暇の日数及び時間数とする。
- 3 1週間ごとの期間につき1日当たり7時間45分未満の勤務時間を割り振られた特命教授の年次休暇の単位は、1日又は1時間とする。
- 4 特命教授が1時間を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合には、その者の勤務日の1日当たりの勤務時間(1時間未満の端数は1時間とする。)をもって1日とする。

(病気休暇)

第18条 特命教授が1時間を単位として使用した病気休暇を日に換算する場合には、その者の勤務日の1日当たりの勤務時間(1分未満の端数は1分とする。)をもって1日とする。

(特別休暇)

第19条 特命教授の特別休暇の単位は、1日又は1時間とする。ただし、当該休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

2 特命教授が1時間を単位として使用した特定休暇(勤務時間施行細則第36条第1項第4号、第12号及び第14号に定める特別休暇をいう。)を日に換算する場合には、次の各号に掲げる特命教授の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とす

る。

- (1) 1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である特命教授 勤務日ごとの勤務時間の時間数(7時間45分を超える場合にあっては、7時間45分とする。)
- (2) 前号に掲げる特命教授以外の特命教授 7時間45分

(組合休暇)

第20条 特命教授が1時間を単位として使用した組合休暇を日に換算する場合には、その者の勤務日の1日当たりの勤務時間(1分未満の端数は1分とする。)をもって1日とする。

(勤務時間規程の準用)

第21条 特命教授の勤務時間、休日及び休暇に関する事項については、この規程に定めるもののほか、勤務時間規程を準用する。

(懲戒)

第22条 特命教授の定年退職となった日までの引き続く教員としての在職期間中の行為が、就業規程第39条に規定する懲戒の事由に該当する場合は、法人は、これに対して懲戒に処することができる。

(就業規程の準用)

第23条 特命教授の就業に関する事項については、この規程に定めるもののほか、就業規程を準用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日改正)

- 1 この規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年4月1日付けで行う教員の任用に係る学長の申出は、第5条第1項の規定にかかわらず、同日前に改正前の規定に基づき行った理事会の議の結果に基づき行う。

附 則（令和3年3月31日改正）

1 この規定は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第17条関係）

在職期間 1週間 の勤務日 の日数	1月に達するまでの期間	1月を超え2月に達するまでの期間	2月を超え3月に達するまでの期間	3月を超え4月に達するまでの期間	4月を超え5月に達するまでの期間	5月を超え6月に達するまでの期間	6月を超え7月に達するまでの期間	7月を超え8月に達するまでの期間	8月を超え9月に達するまでの期間	9月を超え10月に達するまでの期間	10月を超え11月に達するまでの期間	11月を超え1年未満の期間	
	3日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日
	2日	1日	2日	2日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日	8日	8日